

【寄稿 2】

## 定借「共同プロジェクト事業検討委員会」から

勝倉啓仁

定期借地権普及促進協議会は平成6年7月に設立、3年余りを経過した現在、どんな活動をしているかご紹介してみたいと思います。

定期借地権普及促進協議会は、設立時会員数が59企業・団体であったものが、現在は87企業・団体が加盟しております。特に、昨年4月から今年1月までの間に16会員の増加があり、各企業・団体の定期借地権への関心が益々高くなっていることが感じられます。従来まで、特に昨年度までの活動と致しましては、推進委員会等の各委員会を中心に、調査・研究活動等の地道なことを多くやって参りました。

しかしいまや、定期借地権付住宅も1万5千戸を超えているといわれ、今後の定期借地利用の焦点は個人所有地より、法人所有地や公有地へと拡大しております。

従来の路線を一層本格的に拡大化したい為に、当協議会では、会員間共同で定期借地権による土地活用の提案をすることを考えました。「定期借地権活用の住まいとまちづくり」を目標に一層の発展を図りたいと考えます。

具体的活動と致しましては、今年度より、共同プロジェクト事業検討委員会を設置し、「共同プロジェクト」の用地の募集を行い、案件ごとにプロジェクトチームを結成し、事業化のための検討を行っていくこととなりました。当協議会では、共同プロジェクトの検討結果をノウハウとして蓄積し、土地の「所有から利用へ」の具体的方策としての「定期借地権による、よりよいまちづくり」の指針を出していきたいと考えております。是非、今後の当協議会による「共同プロジェクト」にご協力下さい。

## 共同プロジェクト用地の募集要綱

土地所有者の皆様へ

定期借地権普及促進協議会では、土地所有者の定期借地権事業を支援し、より良質で低廉な住宅の供給及び、社会資本としての良好なまちづくりの形成に寄与できるよう、共同プロジェクト事業検討委員会を設置しております。

「共同プロジェクト」とは、当協議会会員が定期借地権による土地の有効活用のための事業化を共同で進めるものです。

この「共同プロジェクト」により、各分野で優れた実績を持つ会員の特色を総合的に生かすとともに、最先端の定期借地権事業のノウハウを集積したいと思います。

下記のように定期借地権共同プロジェクト用地の検討物件を募集しますので、定期借地権普及促進協議会までご連絡下さい。

(募集条件)

(1) 対象地域

日本全国

(2) 敷地要件

敷地面積がおおむね1000m<sup>2</sup>以上、ただし、公共性・公益性のある事業について  
い  
ては規模は問いません。

(3) 事業内容

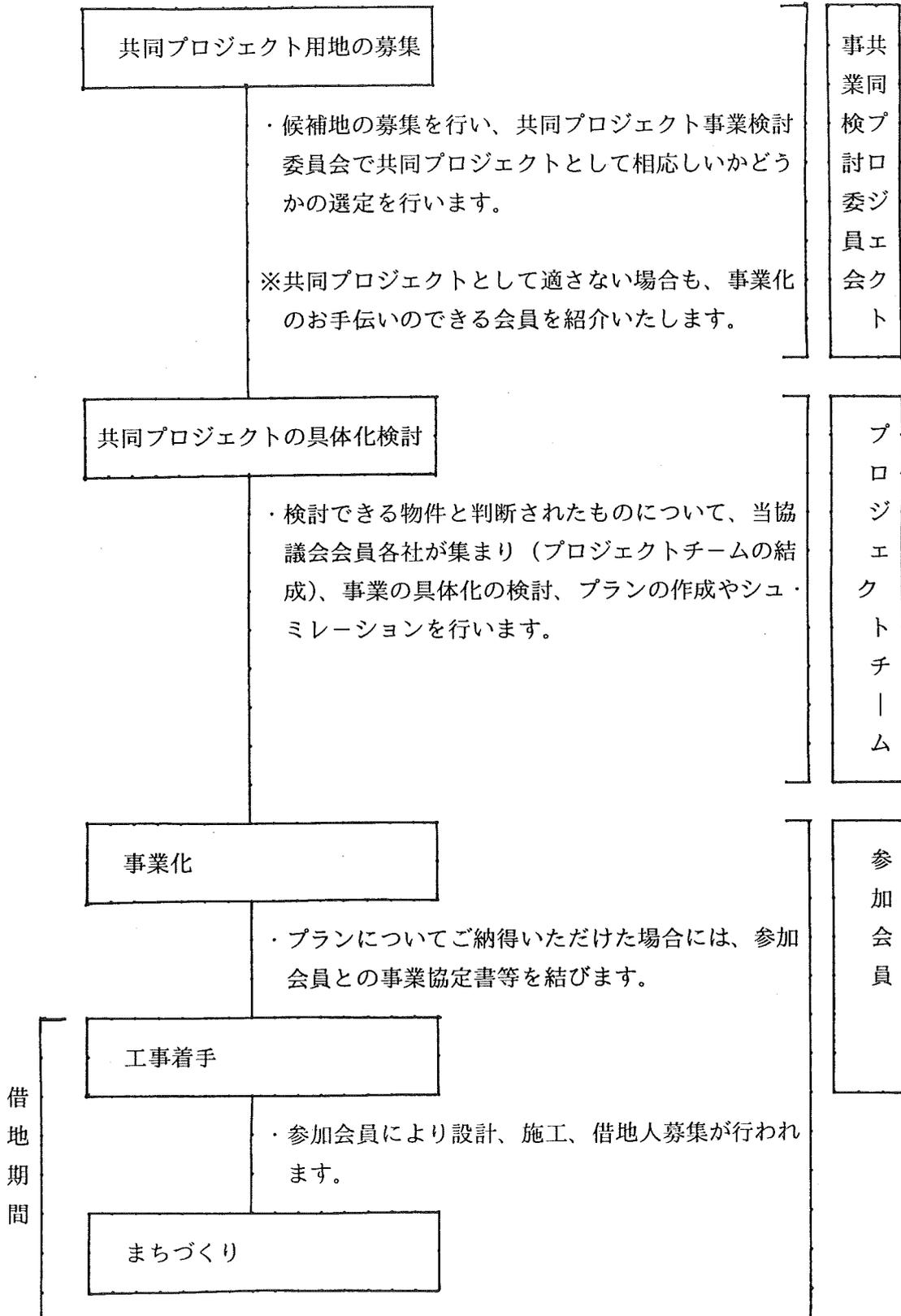
定期借地権を活用したまちづくり（住居系、業務系共）

(4) 対象となる土地所有者

個人、法人、地方自治体等の土地を所有する方

共同プロジェクトの仕組み

(役割)



・借地期間中におけるまちなみの形成、借地人の土地利用が行われます。

※管理業務について、参加会員が受託することも出来ます。

土地の返還

・土地所有者に対する土地の返還が行われます。

( かつくら ひろまさ )

(定期借地権普及促進協議会 業務推進本部長)